

# 1 設置目的・業務概要

「はじめに」でも記述したとおり、和歌山県立文書館（以下「当館」という。）は、県や県内各地域の歴史資料として重要な文書その他の資料（以下「文書等」という。）を収集・保存・整理して未来に伝えるとともに、これらを一般の利用に供することで、県民の学術及び文化の発展に寄与する施設として、平成5年(1993)7月31日に開館した。

当館の業務は、和歌山県立文書館設置及び管理条例第3条に、文書等の収集及び保存、文書等の利用、文書等の調査研究、資料集等の編さん及び刊行、文書等についての知識の普及啓発、その他文書館の設置の目的を達成するために必要な業務と定められており、これに基づき各種業務を行っている。

## 〈文書等の収集及び保存〉

当館が業務の対象とする文書等には、概ね次の3種がある。

- ・古文書：県内各地域に伝えられた過去の書状や記録等
- ・公文書：県が業務の過程で作成・取得した文書・記録
- ・行政刊行物等：県や県内市町村が発行した刊行物、県あるいは文書館に係る書籍等

古文書には、開館時に県立図書館から移管された紀州藩庁文書等や、散逸防止のために購入したものを一部含むが、多くは県内外の個人・団体から寄贈又は寄託されたものである。令和5年(2023)3月31日現在、約10万点を収蔵している。

公文書には、和歌山県公文書管理規程第61条に基づき、県庁各課で作成された永久保存文書のうち完結後20年が経過して引き継がれたものと、同規程第70条等に基づき廃棄決定された県の公文書から「歴史的価値がある」として当館が収集したものなどがあり、現在約3万6千点を収蔵している。

行政刊行物等については、「和歌山県行政刊行物等の収集に関する訓令」により、知事部局各所属が発行するものは、当館への納本が義務化されている。県のその他の機関及び県内市町村等が発行するものは、寄贈を依頼して収集に努めている。現在約5万点を収蔵している。

古文書及び公文書は基本的に1点しか存在しない原本である。これらを破損・滅失しないように適切な環境で長期的に保存しつつ、一般の利用に供することが、当館の業務の基本となる。

収集した文書等の原本は、当館内に設置された収蔵庫1及び2で保存する。両収蔵庫とも、書架以外は同一構造で、空調設備、ハロゲン化物消火設備を完備している。また、当館職員以外の収蔵庫への立入りを制限するとともに、庫内に殺虫・防虫剤を噴霧するなどして文書等の損傷を防止するように努めている。

## 〈文書等の利用〉

文書等は、出納可能な状態に整理し、目録等の検索手段を整備した上で、来館者の利用に供している。

閲覧については、公文書及び行政刊行物等は原本を利用者の閲覧に供しているが、古文書の閲覧は「複製物又はマイクロフィルムにより行う」と定めており、マイクロフィルム撮影により複製物を作成し、複製物を閲覧に供することを原則としている。

### 〈文書等の調査研究〉

文書等の調査研究については、「単なる学術研究ではなく、歴史を後代に継続的に伝えるためにはどのような公文書等が必要であるのかという判断を行うために必要な調査研究が中心となる」（「公文書館法解釈の要旨」平成元年6月1日内閣官房副長官通達）という考えに基づき、当館では、文書等の収集・保存、目録編さんなど、文書等を利用に供するために必要な業務に関する調査研究を中心に行い、学術研究については、歴史講座やデジタルアーカイブ等の業務に必要な範囲で行っている。

### 〈資料集等の編さん及び刊行〉

当館では、文書等の検索手段として平成7年度に古文書の『収蔵史料目録1』、同8年度に『公文書簿冊目録第1集』、『行政資料目録第1号』を刊行したことを初めとして、目録刊行に取り組んできた。

また、文書等について調査研究した成果を、平成6年度から『和歌山県立文書館紀要』、平成9年度から『和歌山県立文書館だより』を刊行して公表している。

### 〈文書等についての知識の普及啓発〉

文書等についての知識の普及啓発や当館業務への理解と利用促進を図るため、当館では開館1周年に当たる平成6年度から歴史講座等を毎年開催してきた。また、当館は展示室を有しないが、同6年度からパネル展示、同7年度からケース展示を行ってきた。

さらに、平成30年度にはデジタルアーカイブ「和歌山県歴史資料アーカイブ」を開設し、和歌山県に関する歴史資料を当館所蔵資料以外のもも含めて公開している。随時、公開資料の拡充を図っているほか、国立国会図書館が運営する横断型検索サイトである「ジャパンサーチ」に参加し、利用者がより使いやすいサイトとなるよう取り組んでいる。

令和5年度には、学校での歴史（日本史）や総合的な学習（探究）の時間等の授業、ふるさと学習のほか、一般の学習用としても活用できる「授業で使える和歌山の資料」ページを和歌山県歴史資料アーカイブ内に開設した。

### 〈その他設置目的を達成するために必要な業務〉

その他、当館は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を基に、同9年度以降、県内の各地域に伝えられてきた文書等の所在情報を平時から把握するとともに、所蔵者らに必要な支援を行うことで、文書等が失われることを少しでも防ごうとする「民間所在資料保存状況調査」に取り組んできた。

さらに、平成23年の東日本大震災と紀伊半島大水害を経て、同26年度に結成された文化財災害対策の県内ネットワーク「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議」（和博連）に幹事館として参加し、災害に備えている。

### 〈当面の課題〉

令和5年度、和歌山県庁では電子決裁を含む公文書管理システムの運用が始まり、電子公文書が正本とされるようになった。前年度までの公文書は紙に記録されていたことから、紙媒体での収集は今後20年程度継続する見込みであるが、一方で電子公文書を収集・保存し、将来的に公開するための準備を進めることが課題となる。

また、特に公文書と行政刊行物等を取める収蔵庫のスペースにゆとりがなくなりつつあることから、収蔵庫内の排架や保存する文書等の見直しを行って収容スペースの確保に取り組んでいる。